

〔 平 15. 12. 5 〕
〔 基礎小 4 - 1 〕

資 料

目 次

○ 総論

- ・ 国税の税目 1
- ・ 国税・地方税に求められる役割・性格..... 3
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄） 4
- ・ 地方税に求められる役割・性格に関する主な見解 6

○ 個人所得課税

- ・ 所得税の概要 17
- ・ 所得税・個人住民税（所得割）の納税者数（平成 13 年分・平成 14 年度分） 19
- ・ 個人所得課税の税収の推移 20
- ・ 所得税及び個人住民税における所得控除一覧 21
- ・ 世帯構成に応じた課税最低限の状況..... 23
- ・ 主な税額控除（所得税と個人住民税の内容が異なるもの、所得税だけのもの） 24
- ・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図） 25
- ・ 所得税・個人住民税の限界税率（夫婦子 2 人の給与所得者） 26
- ・ 税の「賦課徴収」の流れ（個人所得課税の例、イメージ図） 27
- ・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄） 28

○ 法人課税

- ・ 法人税の概要 30
- ・ 税の「賦課徴収」の流れ（法人所得課税の例、イメージ図） 32
- ・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄） 33

○ 消費税

- ・ 消費税の概要 34
- ・ 一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移 36
- ・ 税の「賦課徴収」の流れ（消費税・地方消費税の例、イメージ図） 37
- ・ 消費税・地方消費税の仕組み 38
- ・ 消費税及び地方消費税（譲渡割）の仕組み 39
- ・ 消費税の使途 40
- ・ 平成 15 年度一般会計予算 予算総則（抄） 41
- ・ 消費税の福祉目的化 42
- ・ 高齢者に係る社会保障（現行制度）に関する機械的仮定計算（平成 14 年 5 月厚生労働省推計等による） 43
- ・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄） 44

○ 酒税

- ・ 酒税の概要 47

・ 酒税の課税実績（平成 14 年度）（概数）	48
・ 酒類の課税数量及び課税額の推移	49
・ 酒税の課税状況（国産）	50
・ ビール・発泡酒の製造場の分布（大手 5 社）	51
・ 酒類の製造場数等	52
○ たばこ税	
・ たばこに対する課税制度の概要	53
・ 紙巻たばこの販売数量の推移・たばこ税等の税収の推移	54
○ 揮発油税等	
・ 国の道路特定財源等の概要（平成 15 年度予算額）	55
・ 平成 15 年度以降 5 箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量及び積雪寒冷特別地域における 道路交通の確保について	56
・ 揮発油税及び地方道路税について	57
・ 揮発油税等の課税数量及び税収の推移	58
・ 製油所の分布	59
○ 主な国税の人口 1 人当たり税収額（都道府県別）	
・ 主な国税の人口 1 人当たり税収額の指数	60

○ 国際比較

- ・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税） 61
- ・ 租税負担率の内訳の国際比較（国（連邦）税・州税・地方税） 62
- ・ 各国の州・地方自治体の構成 63
- ・ 所得・消費・資産等の国（連邦）・州における税収構成比の国際比較 64
- ・ 所得・消費・資産等の地方における税収構成比の国際比較 65
- ・ 主要国における主な税目（国（連邦）税・州税・地方税） 66
- ・ 個人所得課税の税率構造の国際比較（イメージ） 67
- ・ 法人所得課税の実効税率の国際比較 68
- ・ 付加価値税率（標準税率）の国際比較 69
- ・ 主要国の付加価値税の概要 70
- ・ 各国の州・地方自治体における税制の概要 71
- ・ 我が国と各国の主要税目の自治体間税率格差 72

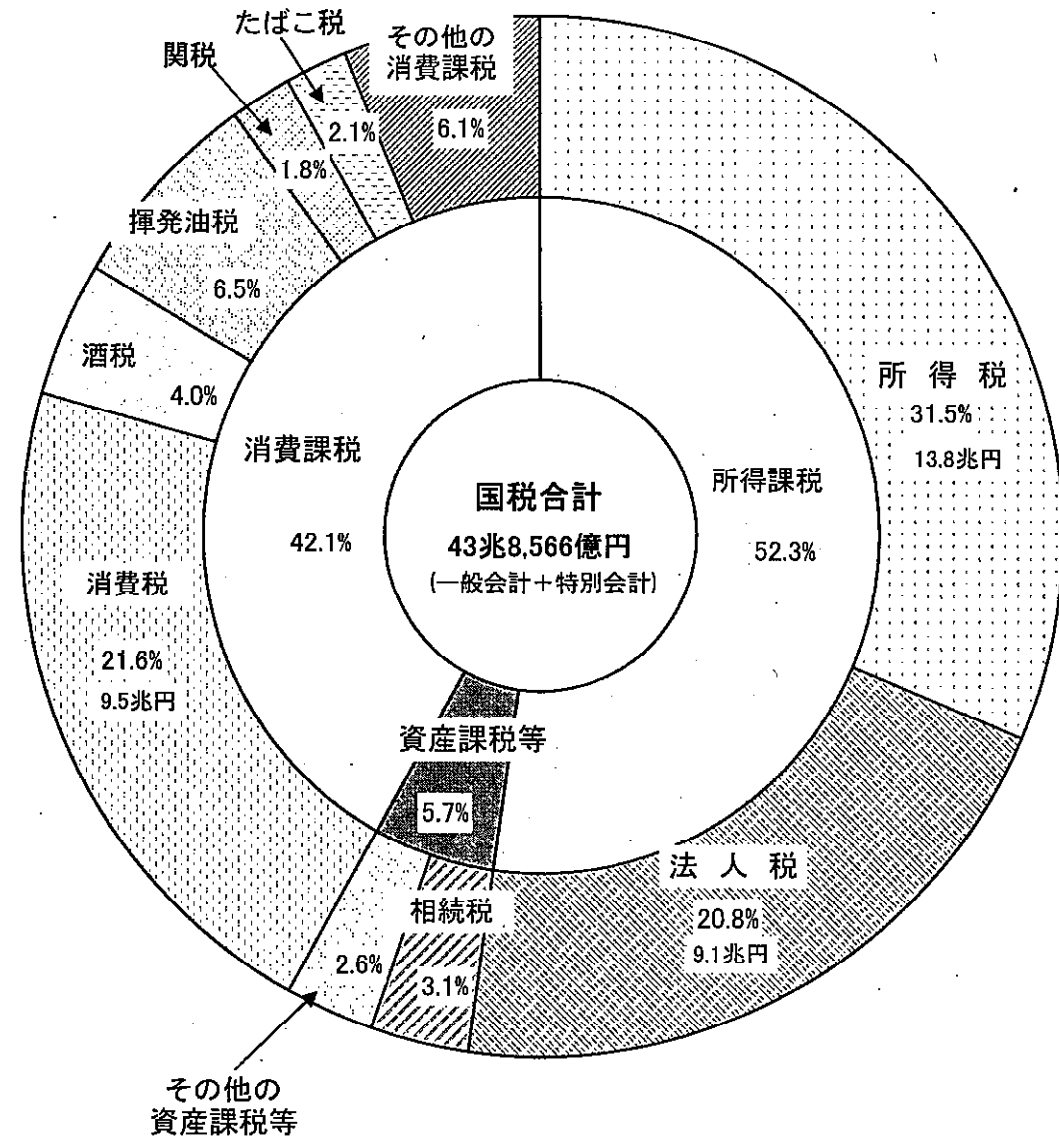
総

論

国税の内訳(平成15年度予算額)

国税の税目

所得課税	所得税	
	法人税	
資産課税等	相続税・贈与税	地価税
	登録免許税	印紙税
消費課税	消費税	自動車重量税
	酒税	航空機燃料税
	たばこ税	石油石炭税
	たばこ特別税	電源開発促進税
	揮発油税	関税
	地方道路税	とん税
	石油ガス税	特別とん税

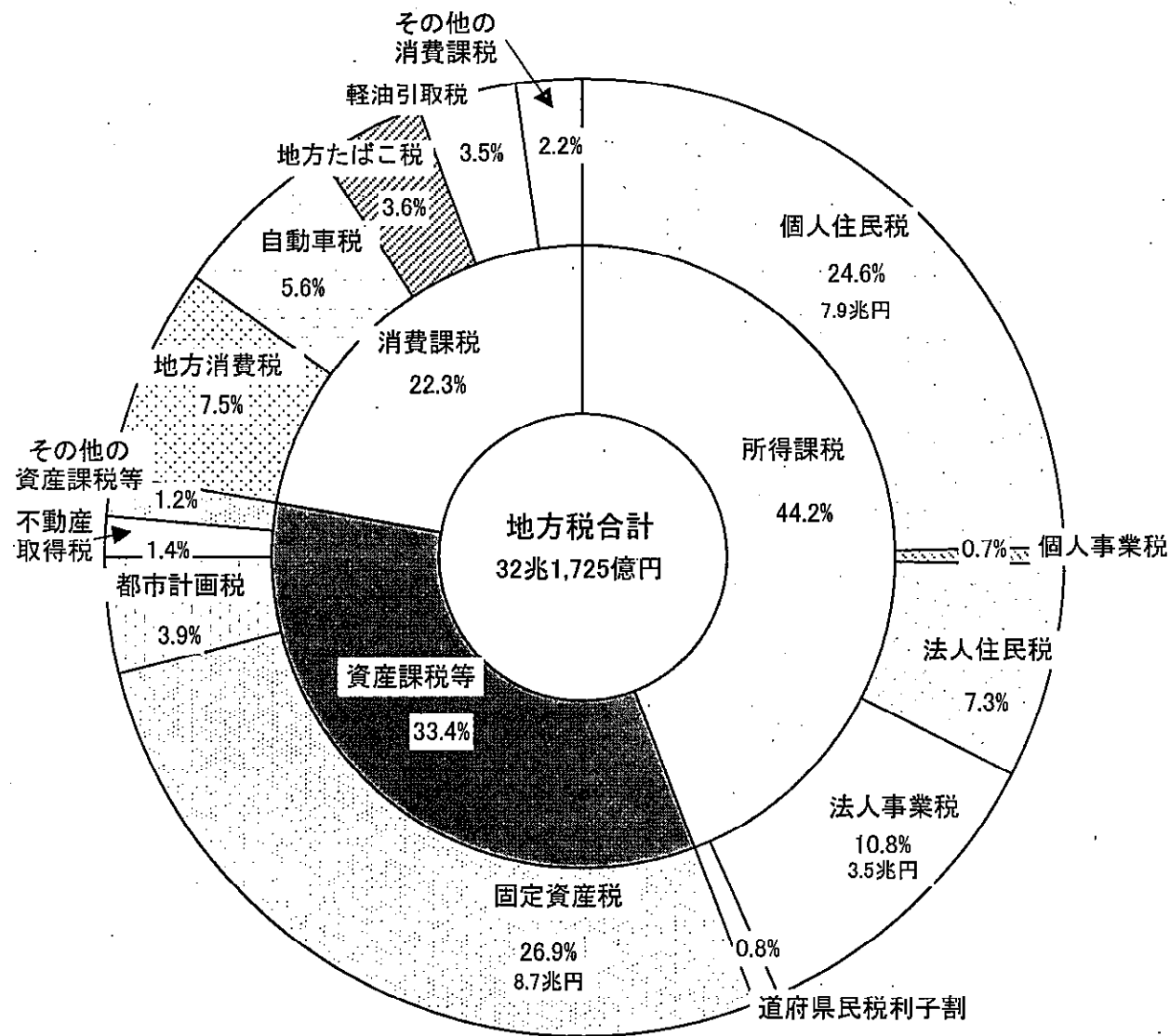


(参考)

地方税の税目

所得課税	個人住民税	法人事業税
	個人事業税	道府県民税利子割
	法人住民税	
資産課税等	不動産取得税	都市計画税
	固定資産税	等
	事業所税	
消費課税	地方消費税	軽自動車税
	地方たばこ税	鉱産税
	軽油引取税	狩猟者登録税
	自動車取得税	入猟税
	ゴルフ場利用税	鉱区税
	入湯税	自動車税

地方税の内訳(平成15年度地方財政計画額)



国税・地方税に求められる役割・性格

国 税

- ・ 所得再分配機能
- ・ 経済自動安定化機能(ビルトイン・スタビライザー機能)
- ・ 全国的・国際的な視点からの一律の対応(金融課税、国際課税、地球環境問題への対応 等)

地方税

- ・ 普遍性…地域によって税収の偏在が少ないこと
- ・ 安定性…景気変動等に対し安定的であること
- ・ 分任性…広く地域住民等が負担すること
- ・ 応益性…地方公共団体の行政サービスと負担の関係が明確であること
- ・ 自主性…地域で自ら課税標準、税率等の選択・決定ができること

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

（平成 15 年 6 月 27 日 閣議決定）

第 2 部. 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

—「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け改革。

【改革のポイント】

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。このため、事務事業及び国庫補助負担事業のあり方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高める。

これにより、受益と負担の関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大する。

同時に、行政の効率化、歳出の縮減・合理化をはじめとする国・地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、「効率的で小さな政府」を実現する。

（略）

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

(略)

③ 税源移譲を含む税源配分の見直し

「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。あわせて、「18年度までに必要な税制上の措置を判断」して、その一環として地方税の充実を図る。なお、必要な場合、地方の財政運営に支障を生じることのないよう暫定的に財源措置を講ずるものとする。

15年度の義務教育費国庫負担金等の削減分についても併せて対応する。

また、地方が納税者の理解を得ながら、課税自主権を活用して地方税の充実確保を図ることは重要な課題であり、課税自主権の拡大を図る。

こうした三位一体の取組により、地方歳出の見直しと併せ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方への税源配分の割合を高める。その際、応益性や負担分任性という地方税の性格を踏まえ、自主的な課税が行いやすいという点にも配意し、基幹税の充実を基本に、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築する。

(以下略)

(参考) 地方税に求められる役割・性格に関する主な見解

- シャウプ勧告（抄）
- 金子宏「租税法」
- 井堀利宏「財政（第二版）」
- 神野直彦「財政学」

シャープ勧告（抄）

第一編 第二章 国家財政と地方財政との関係

A 地方税

われわれは地方税制を左の四の重要な点について改革すべきことを勧告する。

- 一 地方税総額を千五百億円から千九百億円に増税すること。地方団体は自らの税収入を増加しなければ任意的寄付金に甚だしく依存するかまたは中央政府に余りにも依存する結果となるであろう。特に地方財政支出が四千二百五十億円に増大した場合にはますますそうである。われわれは、この四百億円の増税は専ら市町村税の増税であるべきことを勧告する。

地方自治の発達上、強化を必要とするのは都道府県よりもむしろ市町村であるからである。

- 二 都道府県税に対して市町村が附加税を設ける制度はこれを廃止すること。都道府県と市町村は、独立の税目をもつべきである。こうすれば住民はあらゆる税率を決定する責任者が都道府県か市町村かを知るようになる。

またわれわれは、一般的にいつて収入と徴税事務とが一の段階に集中されるならば各税とも強力に執行されることになるであろうと思う。

- 三 現在の種々雑多な税目を廃止して、税の種類を少くするとともに税率をある程度高くすること。

- 四 三大地方税、すなわち、地租・家屋税（不動産および減価償却をなし得る資産に対する課税または簡単に「不動産税」と呼ばれるべきもの）、住民税および事業税を大幅に修正すること。住民税収入は現在の二倍以上にすることおよび地租、家屋税収入は三倍以上にすること。これらの諸改革の結果、収入は次章の第二表の通りとなる。勧告に基く改革の詳細については、第十一章ないし第十三章参照。

第三編 附録A 地方団体の財政

E 地方税制度

地方自治機関のための税制を作るにあたり、若干の基本的原則を考慮しなければならない。

- 1 税制は簡単でなければならない。租税の数は最低に抑え、賦課する租税は納税者が容易に理解できるような種類のもの
でなければならない。
- 2 各地方税は有効な地方行政を可能ならしめるものでなければならない。課税標準は特定の地域に明白に割当てうるもの
で、高度の行政技術上の問題を包含してはならない。
- 3 税務行政の能率を甚しく低下することなく、また劣等な種類の租税を用いることなくして実施できる限り、国と都道府
県と市町村の間には税源の分離があるべきである。かかる分離によつて、国民は、自己に課された税額に対し、またそ
れらの租税の施行の仕方に対して政治的責任を定めることができるであろう。
- 4 地方行政単位は、地方選挙民の必要と要求に応じて税率を上下する権限をもたねばならない。

日本の現行地方税制度はこれらの原則に従つて改革しなければならない。

地方当局が賦課する租税の数は減少されねばならない。現在約三十種の法定独立税が賦課されており、加うるに、多くの地方は多数の法定外独立税—普通些細なものだ—を課している。

金子宏「租税法」

第一編 租税法序説

第四章 租税法の基本原則

第三節 自主財政主義

二 自主財源の充実と財政調整

- (1) 自主財源の充実 地方自治の本旨を実現するためには、地方団体が、住民の民主的コントロールのもとにその責任において自主的に行政を運営することが必要であるが、そのためには、地方団体なるべく多くの自主財源をもつことが不可欠である。したがって、国の法律で地方団体の課税権に対して枠をはめる場合は、地方団体の自主財源を確保し、国への財政的依存の必要性をできるだけ排除するようにしなければならない。

地方団体の自主財源を確保するためには、地方団体に十分な独立財源を与えることが必要である。明治憲法の時代のように、附加税中心主義をとり、同一の財源を国と地方団体が分かち合ったのでは、地方団体の自主性が損なわれるのみでなく、地方税の収入が国税の増減税や景気の動向によって左右されることになりやすく、自主財源の充実が困難となる。したがって、シャウプ勧告が指摘したように、国・都道府県および市町村は、それぞれ別々の財源からなる独立税をもつことが好ましい。もっとも、附加税の方式を用いると、税務調査の手数が省けるため、地方税の賦課・徴収が容易になることはたしかである。現在、法人住民税（法人税割）は、法人税額を課税標準として課されるから、文字どおり法人税の附加税であり、また個人住民税（所得割）も実質的には多分に附加税の様相を呈している。その分だけ、地方団体の行政上の負担は軽減されることになるが、しかし、地方税の附加税化によって、地方団体の自主性が損なわれることも、たしかである（所得税法二三七条および法人税法一五八条は、地方団体が所得税および法人税の附加税を課すことを禁止している）。

- (2) 財政調整 地方団体の自主財源を確保するために、どのような税目の独立税を選択すべきかは、困難な問題である。この点については、税収が十分でかつ安定性と伸張性に富み、しかも地域的普遍性に富んだ租税（地域的偏在性の少ない租税）が好ましい。しかし、これらの基準をすべて充たすような租税は存在しない。伸張性に富む租税は安定性に欠

けることが少なくないし、地域的普遍性のある租税は伸張性が少ないことが多い。したがって、実際の制度においては、これらの基準の一つまたは二つ以上を充たす複数の税目を組み合わせて地方税制度を作るほかはないが、それでもなお、すべての地方団体の財政需要を充たしうるような制度をつくることは不可能であって、富裕な地方団体と貧困な地方団体の間で財政力の格差が生ずることは不可避である。

井堀利宏「財政（第二版）」

第13章 地方財政

3 受益者負担原則と地方税

受益者負担の原則

地方政府の役割が地方公共財の供給にあるとすれば、地方税としてのその望ましい負担メカニズムは、原則として受益者負担であろう。受益者が負担する、すなわちより大きな公共財を望む人々が多く住んでいる地方が、より大きな負担をしてこそ、地方間での異質性の問題がうまく解決される。これは、公共財の最適供給を実現するような個別化された価格が、各地方政府あるいは住民によって異なることを意味する。

したがって、地方税の基本は均等割りの人頭税か、あるいは便益の程度に対応する比例税であろう。累進的な税体系は所得再分配を目的としているから、地方税にはなじまない。現実には、誰が裕福で誰が貧しいかの情報が、国のレベルではなかなかかわからないとすれば、地方政府がその情報の優位性を生かして、所得再分配政策を行うケースもあり得る。しかし、これは税負担を通じてというよりは、生活保護対策などのきめの細かい支出政策においてみられる現象であろう。課税面では、特に、地方の方が国よりも情報を多く持っているとは考えられない。

では、現在多くの地方政府が無料で行っているごみの収集などのサービスも、基本的には有料化し受益者負担の原則を適用することは可能であろうか。ごみの放置を監視することができないなど、サービスに対する受益者負担の原則を厳格に適用することが困難な状況では、基本的なサービスについて地方内の全員が便益を受けていると考えて、均等割りの人頭税で対応するしかないだろう。粗大ごみの回収など、通常の基本的なサービス以上の便益を望む場合に、料金制を併用するというのは、地方における望ましい負担のあり方であろう。

固定資産税

したがって、望ましい地方税体系としては、便益に課税ベースが間接的にせよ対応していると考えられるものへの比例的な課税であろう。この観点からは、地方税の財源としてまず固定資産税が有力である。特に、土地についてはその地方の便益の程度を反映して地価が形成されているとすれば、受益者負担の有力な財源である。また、税率も比例税率であり課税最低限もないから、効率性の観点からは、望ましい性質を持っている。

しかし、固定資産税にも問題がある。それは資産の評価額の算定における恣意性である。ただし、地方政府間での固定資産税の評価の恣意性は、あまり問題とすべきではないだろう。これは、逆に言うと、実質の税率を地方ごとに操作しているとも考えられる。その意味では、地方が独自性を発揮できる有力な課税対象である。問題は、ある地方政府内での資産間の評価の恣意性である。これは、資産の評価を市場価格に一律にあわせることで、解決される。適用税率を地方政府間で自由に決め、評価額の方は全国一律に市場価格にあわせる方が、すっきりする。

ただし、地価が大きく変動している場合に、公的な評価をどう調整していくかは問題であるし、さらに、資産はあっても現金としての所得のない人から、税金を徴収するのは困難が伴うかもしれない。

住民税

住民税も、固定資産税同様に有力な財源である。所得が便益の程度とどの程度関係しているかは、議論の余地もあるが、地方政府の支出が生産活動に寄与して、住民の所得を増加させていると考えられないこともない。そのような場合は、比例税が正当化されよう。現実の住民税は、ほぼこのような考え方に基づくものと思われる。しかし、均等割りの比重が著しく小さく、また課税最低限も所得税とほぼ同様で、かなり大きい。なるべく均等割りの税額を引き上げることが、必要であろう。それが現実には不可能であれば、次善の解として、できるだけ課税最低限を引き下げることで累進性を弱くするとともに、税率も単一の税率を適用すべきであろう。

このような変更は当然所得の低い層に不利益となる。しかし、所得再分配の問題は、国税としての所得税の中で考慮するか、福祉対策としての支出面で考慮すべきであろう。同じ低所得の人であっても、地方政府の公共財に対する評価は異なるはずである。受益者負担の原則をなるべく取り入れる方が、公共財をあまり評価しない低所得の人にもプラスとなる。そし

て、結果として、非効率的な支出の抑制にも効果があるだろう。

消費税

消費税も間接税であり、所得再分配効果を持っていないという点では、地方税の有力な課税対象である。しかし、国と異なり、かなり比例的な住民税があるとすれば、住民税を減税して地方の消費税を導入することの積極的な意味は乏しい。もちろん、難点もあまりないともいえる。利子所得が別に分離課税されている現状では、住民税と消費税の課税ベースはほとんど同じであり、比例税の住民税の体系が実現されるとすれば、両方の課税方式でその差は、ほとんどないといってもいいからである。逆に言うと、比例的な住民税を実現するのが困難な状況で比例的な住民税を実現する間接的な方法として、地方での消費税の拡充することの意義も考えられる。

神野直彦「財政学」

第6編 政府間財政関係

第21章 地方財政の理論と実際

地方税原則としての応益原則

伝統的に展開されてきた地方税原則を整理すると、次の五つにまとめることができる。それは①応益原則、②安定性原則、③地域的普遍性原則、④負担分任原則、⑤自主性原則である。

地方税を課税する際には、次の二つの点を考慮しなければならない。第一に、地方政府は中央政府と相違して、入退自由なオープン・システムの政府だということである。第二に、地方政府が入退自由なオープン・システムの政府だということは、中央政府のように強制力を前面に押し出した社会統合というよりも、地域社会の共同体的人間関係に根ざした社会統合が図られているということである。そのため昔から、「国税は国民に負担させる税」「地方税は地域社会の住民が相互に負担し合う税」といわれてきたのである。

地方政府はボーダー（国境）を管理しない入退自由なオープン・システムの政府だとすると、地方税は税源の移動性の少ない租税のほうがよいことになる。つまり、不動産税のような移動しない税源に課税する租税は地方税に、生産物のように移動の激しい税源に課税する間接消費税は国税に、移動性が中間的なヒトを課税対象とする所得税のような租税は、州や道府県という中間レベルの地方政府の地方税に、という考え方が出てくることになる。

19世紀後半になり、租税原則として従来の応益原則に対して、応能原則が登場するようになると、地方税原則が体系的に議論されるようになってくる。公平の原則として応能原則を主張したワグナーは、政府の規模が小さければ小さいほど、応益原則が妥当すると考えた。こうした応益原則に適する租税として、地租、営業税などの収益税を想定し、19世紀末のプロイセンで実施されたミーケルの改革でも収益税が地方税に委譲されたのである。

1920年代になると、地方税原則としての応益原則をめぐる、「シャンツとヘンゼルの論争」が繰り広げられる。シャンツ

は「地方税には応益原則を、国税には応能原則を」という必然性はないと主張したのに対し、ヘンゼルは地方税には応益原則が整合的だと反論した。

日本でも 1920 年代に、国税と地方税との税源配分が、大正デモクラシーのもとで問題となり、臨時財政経済調査会は「地方税には応益原則を、国税には応能原則を」という税源配分を打ち出す。第 2 次大戦後のシャウプ勧告も、「地方税には応益原則を、国税には応能原則を」という地方税原則にもとづいていたのである。

安定性と普遍性

安定性の原則とは、地方税の収入は時間的にみて、変動をしないことが望ましいという原則である。つまり、景気変動に左右されず、税収が安定している租税が地方税としては望ましいという原則である。

地方財政のような小規模な財政では、そもそも税収は安定していたほうが望ましい。加えて、連邦財政主義も主張するように、地方政府は地方公共財の供給という資源配分機能を分任するため、税収は安定していた方がよいと考えられてきたのである。

普遍性の原則とは、空間的にみて、税収が偏在することなく、普遍的に存在することが望ましいという原則である。税収が経済力の豊かな地域に偏在している租税は、地方税として好ましくないことは明らかである。もっとも、時間的に安定している租税の税収は、空間的にも普遍的に存在する。景気によって所得が変動しても安定的に税収をもたらす租税は、地域的に所得が偏在していても、普遍的に税収をもたらすからである。

このように地方税原則でいう普遍性の原則とは、税収の地域性にかかわる原則である。これに対して負担分任原則とは、租税原則でいう普遍性の原則である。つまり、地方税はすべての地域住民が、負担を分かち合わなければならないという原則である。つまり、普遍性の原則とは、地方税は地域住民が相互に負担し合う租税であるという背後理念から生まれる。もちろん、負担分任原則は応能原則から引き出される課税の公平には背反する。しかし、地方税は応益原則が妥当するということから、肯定されることになる。

自主性の原則

自主性の原則とは、地方政府の課税自主権を尊重し、地方税の課税標準と税率の決定に自主性が認められるべきだとする原則である。地方政府に課税標準の自主決定権を認めないことを課税否認（tax denial）といい、税率の自主決定権を制限することを課税制限（tax restriction）という。自主性の原則とは、こうした課税否認や課税制限を否定することになる。

ところが、日本ではきわめて厳格な課税否認と課税制限が導入されてきた。課税否認も課税制限も、国税の税源利用可能性を、地方税によって侵食されないことを、目的として実施されている。日本では課税否認は、2段階で実施されている。第一段階は、中央政府が地方税として課税できる租税を、地方税法に制限列挙している。第二段階は、地方税法に列挙された租税以外の租税を、地方政府が設定しようとする場合には、中央政府の許可、つまり自治大臣の許可が必要だとしている。

もっとも、2000年4月1日から施行された地方分権一括法では、この課税否認は、大幅に緩和されている。許可制は事前協議制に改められている。しかも、地方政府と中央政府が合意を求めて実施する事前協議では、これまでの許可制のように、新税を創設するだけの財政需要の存在や税源の所在については、事前協議の対象となることはなく、国税と重複しているか否かなどのみが対象となる。

しかし、税率に対する課税制限については、日本では厳格な統制が加えられている。主要な地方税については、通常よるべき税率として、標準税率が設定されている。しかも、この標準税率によらない場合でも、制限税率が主要な地方税には設定されている。制限税率とは、それを超えて、地方政府が税率を設定できない税率である。標準税率を超えて、地方政府が課税することを超過課税というが、この超過課税も、制限税率を超えて行うわけにはいかないのである。

このように日本では、自主性の原則に背反して、きわめて厳格な課税否認と課税制限が実施されている。もっとも、日本以外でも単一国家では、こうした課税統制が実施されていないわけではない。とはいえ、日本のように、ほぼ画一した税率の地方税は、見出しがたい。

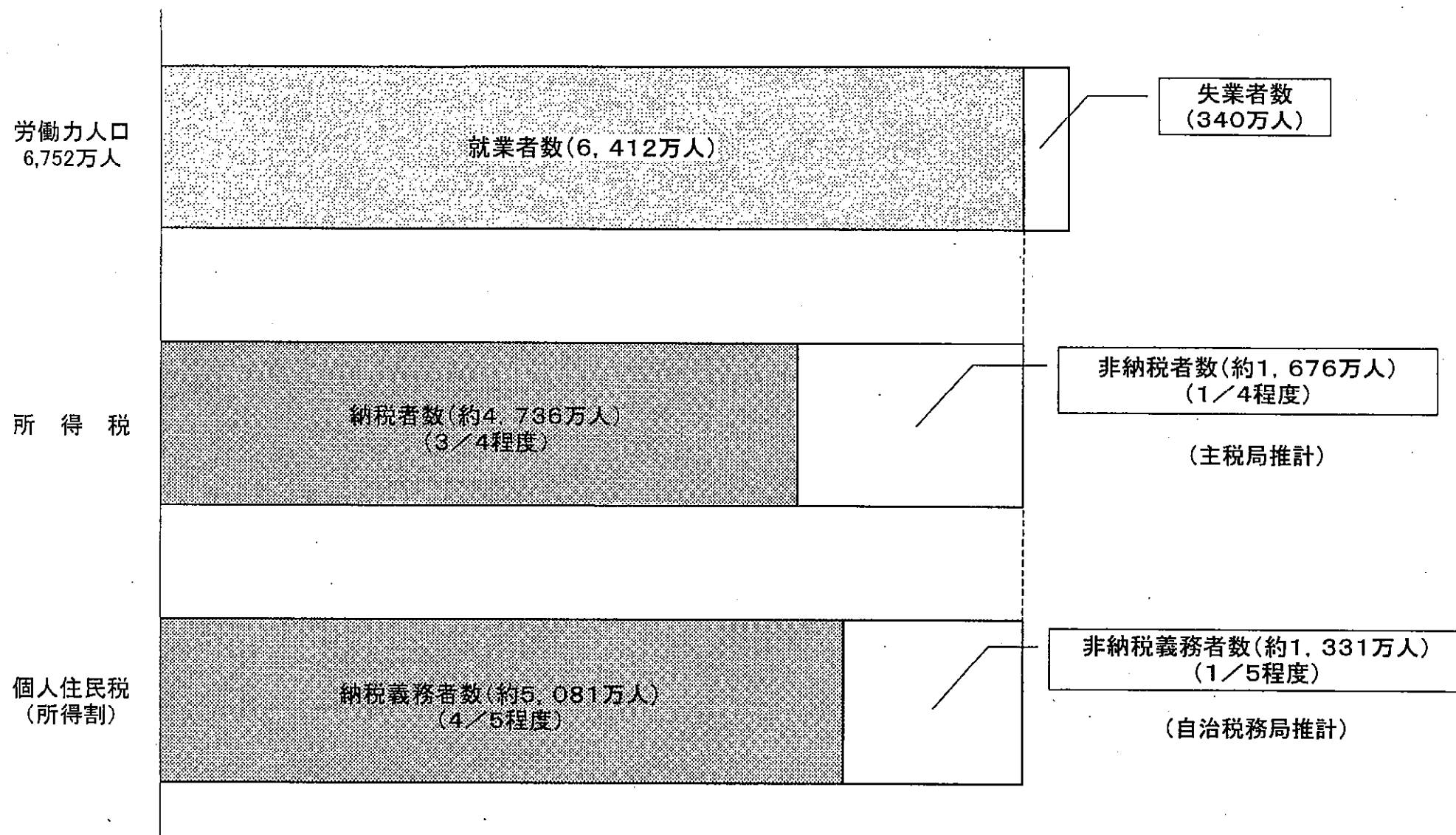
個人所得課稅

○ 所得税の概要

区 分	所 得 税	(参考) 個 人 住 民 税
課 税 主 体	国	賦課期日(1月1日)現在の住所地の市(区)町村及び都道府県
納 税 義 務 者	日本国内に住所又は居所を有する個人等	市町村・都道府県内に住所を有する個人等
納税者数(納税義務者数)	約4,736万人(平成13年分)	(所得割)約5,081万人(平成14年度分) ※均等割を含む納税義務者数 約5,476万人
課 税 方 式	申告納税方式(納税者の申告又は源泉徴収義務者の年末調整により、税額を確定)	賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)
税 収	13.8兆円 (平成15年度予算額)	8.2兆円 (平成15年度地方財政計画額)
租税負担率(対国民所得比) (平成15年度)	3.8%	2.3%
課 税 標 準	その年の所得金額(現年所得課税)	(所得割)前年の所得金額(前年所得課税)

区 分	所 得 税	(参考) 個 人 住 民 税
主 な 所 得 控 除	・ 基礎控除 38万円 ・ 配偶者控除 38万円 ・ 扶養控除 38万円	・ 基礎控除 33万円 ・ 配偶者控除 33万円 ・ 扶養控除 33万円
課 税 最 低 限	夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族) (平成16年分) 325.0万円	夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族) (平成17年度分) 270.0万円
税 率	課税所得金額 税率 330万円以下 10% 900万円以下 20% 1,800万円以下 30% 1,800万円超 37%	課税所得金額 (標準税率) (都道府県) (市町村) (合計) 200万円以下 2% 3% 5% 700万円以下 2% 8% 10% 700万円超 3% 10% 13%
		均等割 都道府県 (標準税率) 1,000円 人口50万人以上の市 (同上) 3,000円 人口5万人以上50万人未満の市 (同上) 2,500円 上記以外の市及び町村 (同上) 2,000円
税 額 控 除	・ 配当控除 10(5)% ・ 住宅ローン控除 (住宅借入金等特別税額控除) ・ 政党等寄付金特別控除 等	・ 配当控除 (都道府県) (市町村) (合計) 0.8(0.4)% 2(1)% 2.8(1.4)% ・ なし ・ なし
定 率 減 税	所得税額の20%相当額 (限度額25万円) を控除	所得割額の15%相当額 (限度額4万円) を控除
そ の 他	エンジェル税制 (投資額控除)	なし

所得税・個人住民税(所得割)の納税者数(平成13年分・平成14年度分)



(備考) 1. 就業者数等は、「平成13年 労働力調査年報」(総務省)による。

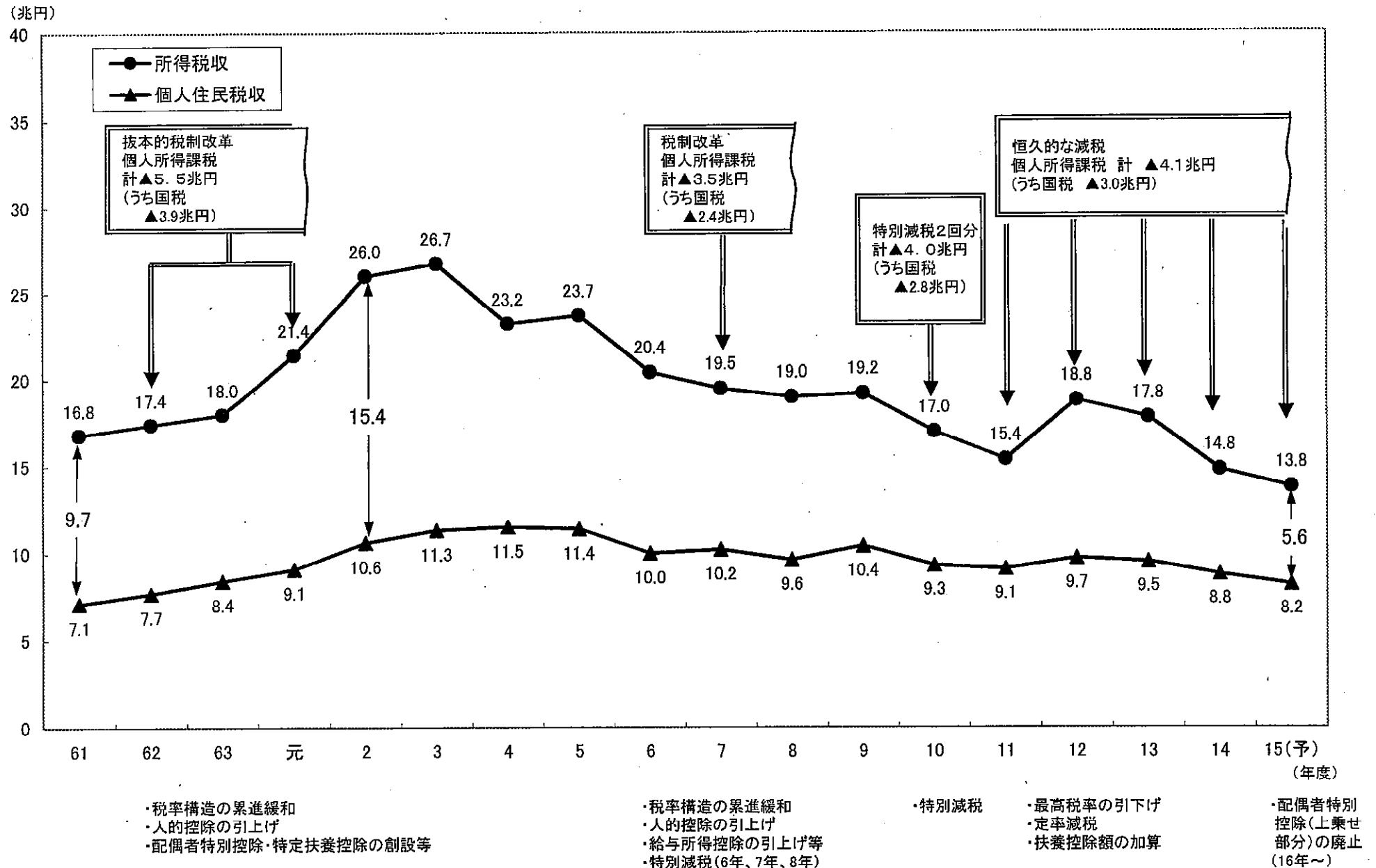
2. 納税者数は、給与所得者(納税者)と申告所得者(納税者)の合計から、重複分として、申告納税者のうち給与所得に対する源泉徴収をされた者を控除して計算した。

3. 給与所得者(納税者)は、「平成13年分 民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。

4. 申告所得者(納税者)は、「平成13年分 申告所得税の実態」(国税庁)による。

5. 納税義務者数は、「平成14年度市町村税課税状況調等の調」(総務省)による。

個人所得課税の税収の推移



(注) 1. 所得税収については、14年度までは決算額、15年度は予算額による。
 2. 個人住民税収については、13年度までは決算額、14年度及び15年度は地方財政計画による。

所得税及び個人住民税における所得控除一覧

1. 人的控除

			控 除 額		
			所 得 税	個 人 住 民 税	差 額
基礎的な人的控除	基礎控除		38万円	33万円	5万円
	配偶者控除	控除対象配偶者	38万円	33万円	5万円
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	48万円	38万円	10万円
		（同居特別障害者加算）	+35万円	+23万円	12万円
		配偶者特別控除（年間所得1,000万円以下）	最高38万円 （配偶者の年間所得による） 【上乗せ部分の廃止（注）】	最高33万円	5万円
	扶養控除	扶養親族	38万円	33万円	5万円
		特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	63万円	45万円	18万円
		老人扶養親族（70歳以上）	48万円	38万円	10万円
		（同居特別障害者加算）	+35万円	+23万円	12万円
		（同居老親等加算）	+10万円	+7万円	3万円
特別な人的控除	障害者控除		27万円	26万円	1万円
	（特別障害者控除）		40万円	30万円	10万円
	老年者控除（年間所得1,000万円以下）		50万円	48万円	2万円
	寡婦控除	（年間所得500万円以下（扶養親族を有する場合には所得要件なし））	27万円	26万円	1万円
		（特別寡婦加算）（年間所得500万円以下）	+8万円	+4万円	4万円
	寡夫控除（年間所得500万円以下）		27万円	26万円	1万円
控除	勤労学生控除（年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下）		27万円	26万円	1万円

（注） 配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止は、平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用される。

2. その他の所得控除(所得税と個人住民税の内容が異なるもの)

	控 除 額	
	所 得 税	(参考) 個 人 住 民 税
生命保険料控除	支払った生命保険料及び個人年金保険料に応じてそれぞれ一定額を控除(最高限度額:それぞれ5万円)	支払った生命保険料及び個人年金保険料に応じてそれぞれ一定額を控除(最高限度額:それぞれ3万5千円)
損害保険料控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除(最高限度額:短期3千円、長期1万5千円)	支払った損害保険料に応じて一定額を控除(最高限度額:短期2千円、長期1万円)
寄 付 金 控 除	次のいずれか低い方の金額 $\left[\begin{array}{l} \text{①寄付金の合計額} \\ \text{②年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 1\text{万円} = \text{控除額}$ ※ 控除対象となる寄付金 1. 国又は地方公共団体に対する寄付金 2. 指定寄付金 公益法人等に対する寄付金のうち一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの 3. 特定公益増進法人に対する寄付金 ① 公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興その他公益の増進に著しく寄与する一定のものに対するその法人の主たる目的である業務に関連する寄付金 ② 特定の目的を有する認定特定公益信託に信託財産として支出される金銭 4. 認定特定非営利活動法人に対する寄付金 5. 政治活動に関する寄付金(特定の政治献金)	次のいずれか低い方の金額 $\left[\begin{array}{l} \text{①寄附金の合計額} \\ \text{②年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 10\text{万円} = \text{控除額}$ ※ 控除対象となる寄附金 1. 都道府県、市町村、又は特別区に対する寄附金 2. 都道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認を受けたもの

世帯構成に応じた課税最低限の状況

○ 夫婦2人の給与所得者の場合 (注1)

- ・ 所得税(平成16年分) 325万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	扶養 控除	特定扶養 控除
115.5万円	32.5万円	38万円	38万円	38万円	63万円

- ・ 個人住民税(平成17年度分) 270万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	扶養 控除	特定扶養 控除
99万円	27万円	33万円	33万円	33万円	45万円

○ 夫婦1人の給与所得者の場合 (注1)

- ・ 所得税(平成16年分) 220万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	扶養 控除
84万円	22万円	38万円	38万円	38万円

- ・ 個人住民税(平成17年度分) 195万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	扶養 控除
76.5万円	19.5万円	33万円	33万円	33万円

○ 夫婦のみの給与所得者の場合 (注1)

- ・ 所得税(平成16年分) 156.6万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除
65万円(注2)	15.6 万円	38万円	38万円

- ・ 個人住民税(平成17年度分) 145.5万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除
65万円(注2)	14.5 万円	33万円	33万円

○ 独身又は共働きの給与所得者の場合

- ・ 所得税(平成16年分) 114.4万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除
65万円(注2)	11.4 万円	38万円

- ・ 個人住民税(平成17年度分) 108.8万円

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除
65万円(注2)	10.8 万円	33万円

(注1) 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケースである。

(注2) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。

主な税額控除（所得税と個人住民税の内容が異なるもの、所得税だけのもの）

項 目	所 得 税	（参考）個人住民税
配当控除	株式の配当に係る配当控除額 課税総所得金額等が ・ 1,000万円以下の部分 その配当所得の 10% ・ 1,000万円超の部分 その配当所得の 5%	株式の配当に係る配当控除額 課税総所得金額等が ・ 1,000万円以下の部分 その配当所得の2.8%（都道府県0.8%、市町村2%） ・ 1,000万円超の部分 その配当所得の1.4%（都道府県0.4%、市町村1%）
住宅ローン控除 （住宅借入金等 特別税額控除）	住宅ローン控除額 ・ 平成13年後期・14年・15年居住分 1～10年目 最高50万円 合計 500万円 ・ 平成16年居住分 1～6年目 最高25万円 合計 150万円	な し
政党等寄付金特別 控除	政党等寄付金特別控除額 （寄付金額－1万円）×30% ※ 寄付金額の上限：所得金額の25% 控除税額の上限：所得税額の25%	な し
事業所得に係る特 例	・ 試験研究費の額が増加した場合等の税額 控除 ・ エネルギー需給構造改革推進設備を取得 した場合の税額控除 ・ 中小企業者が機械等を取得した場合等の 税額控除 ・ 事業基盤強化設備を取得した場合等の税 額控除 ・ 情報通信機器等を取得した場合等の税額 控除 等	な し

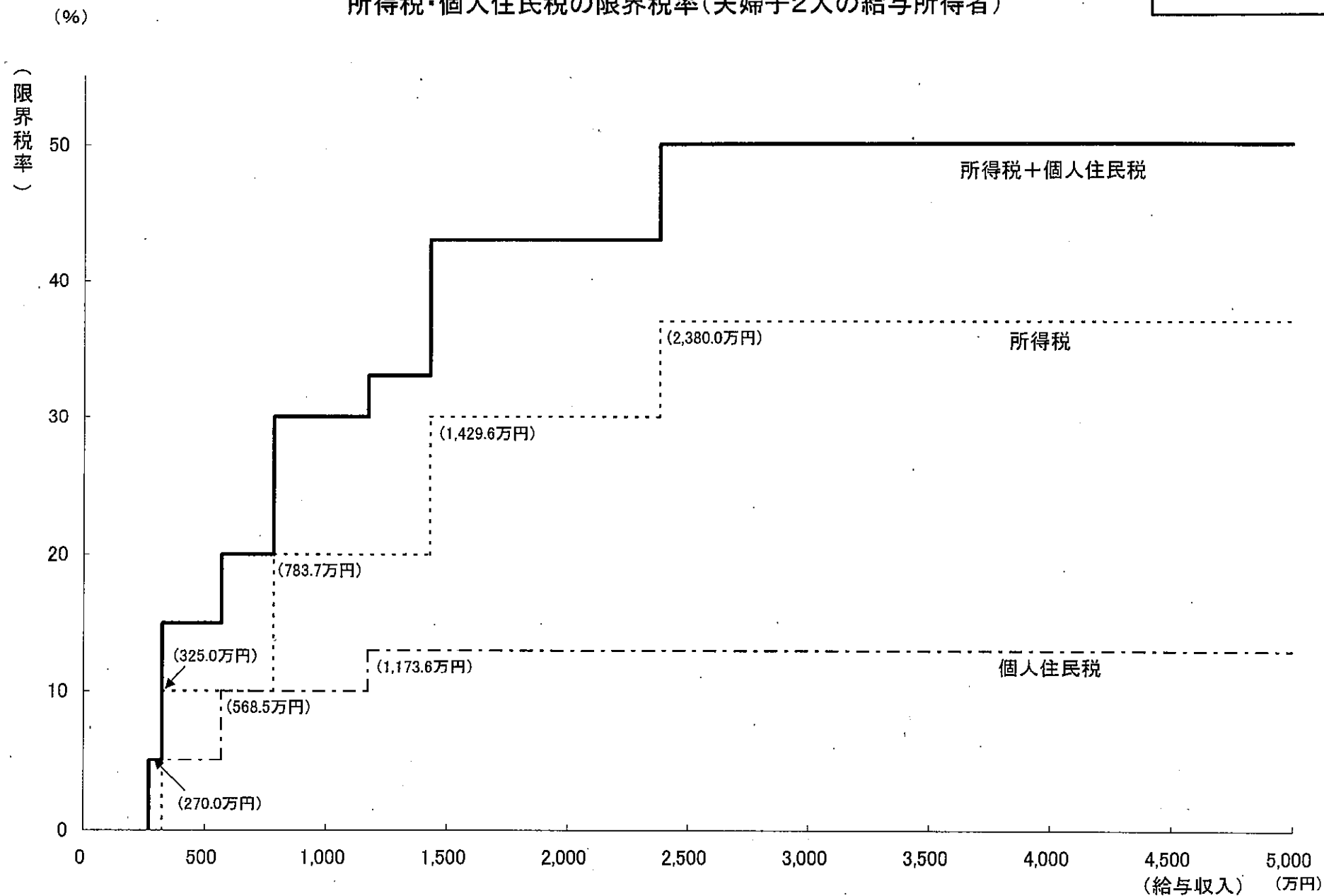
所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	15年度改正後（平成16年～）
税率構造	所得税＋個人住民税 88% 所得税 個人住民税	給与収入 2,483.6万円 1,431.0万円 1,046.8万円 65% 55% 所得税＋個人住民税 45% 所得税 個人住民税 20% 30% 35%	給与収入 2,380.0万円 1,429.6万円 783.7万円 50% 43% 所得税＋個人住民税 所得税 個人住民税 20% 30% 33%
課税最低限	（夫婦の給与2人の所得合） 235.7万円 （191.2万円）	327.7万円 （284.9万円）	325.0万円 （270.0万円）

（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

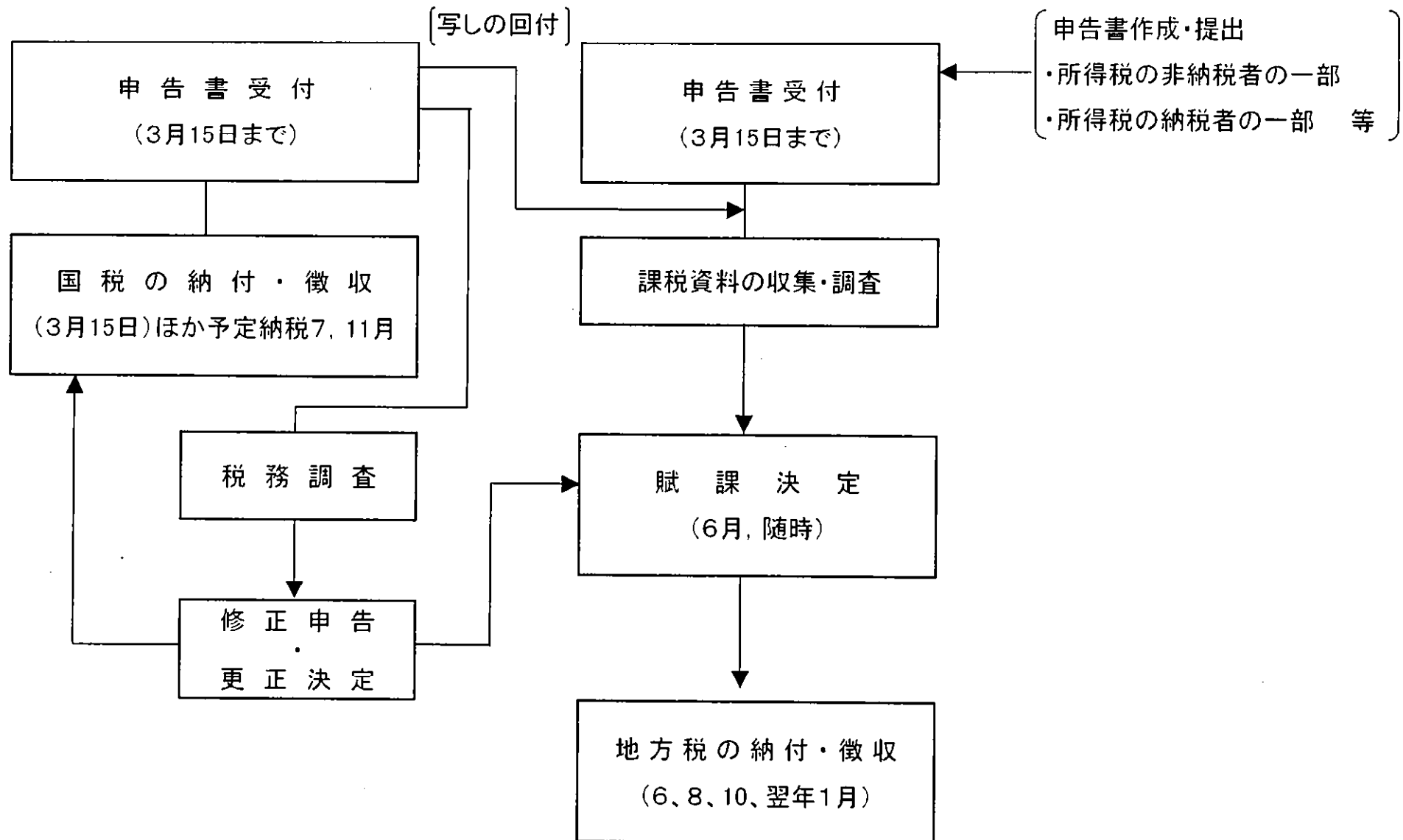
平成15年改正後



○ 税の「賦課徴収」の流れ(個人所得課税の例、イメージ図)

(所得税⇒申告納税方式)

(個人住民税⇒賦課課税方式)



少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成 15 年 6 月
政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

① わが国の個人所得課税の負担は、国民所得比でみると、主要国が二桁の水準であるのと比べ極めて低い水準となっている（平成 15 年度：6.1%）。特に税率構造について見れば、大多数の納税者が最低税率のみに分布しており、主要国の中でも特異な構造となっている。これらは累次の減税により、諸控除の拡充のほか、税率の引下げやブラケットの拡大による累進緩和がなされた結果である。当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。今後、このような考え方を踏まえ、財源調達機能や所得再分配機能が適切に発揮されるよう、基幹税としての機能の回復に取り組んでいく必要がある。かかる視点からあるべき個人所得課税を将来にわたり構築することは、国民の負担増を伴うものとならざるを得ず、経済情勢も見極めながら改革に取り組んでいかなければならない。

こうした改革に当たっては、まず、近年の経済社会の構造変化に対応して、税制の様々な歪みや不公平を是正し、個人の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築していく必要がある。この取組みは単純な増税論や年金制度改革のための財源論を論ずることではない。大切なことは、少子・高齢社会での個人所得課税のあり方として、どのような負担構造を目指すのかという問題である。

- ② 個人所得課税が様々な税制上の歪みを抱えている要因としては、公的年金等控除のように特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在することがあげられる。その結果、多くの収入が課税ベースに含まれないこととなり、他の収入との間で負担にアンバランスが生じ、納税者に不公平感を抱かせ、ひいては自由な経済・社会活動を妨げる結果ともなっている。

例えば、公的年金等控除は、年金収入であれば高齢者の他の収入状況に関わりなく適用されるため、高所得者であっても課税ベースからの脱漏が生じ、現役世代との間はもちろん、高齢者間でも負担のアンバランスを引き起こしている。また、給与所得控除や退職所得控除については、就労形態の多様化などが進む中で、税制と経済社会の変化との間に乖離が生じている。

- ③ 今後の個人所得課税のあるべき負担構造としては、広く公平に負担を分かち合うため、様々な要因による収入をできるだけ課税ベースに取り込んだ上で、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置する方向が基本的に望ましい。

こうした負担構造の構築に当たっては、現役世代に負担が偏らないよう世代間の公平を確保するとともに、個人の経済・社会活動の選択に対し中立的な制度とする観点が重要である。また、少子化の進展に対し、社会保障制度との関連にも配慮しながら、次世代の担い手である子供の扶養へ配慮することも考慮すべきである。

平成 15 年度税制改正において配偶者特別控除（上乘せ部分）が廃止された。これは課税ベースを拡大すると同時に、配偶者の就労に対して中立的な税制に近付けることを意図したものであり、経済社会の構造変化に即応した改革の第一歩と位置付けられる。